

非常変災及び警報発令時の対応について

R7.4.1 改訂

伊方町立大久小学校

1 伊方町に「大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮」警報が、午前 5 時 30 分の時点で発令されている場合

- (1) 児童は「自宅待機」とします。その際、自宅等で安全に過ごさせてください。
午前6時 30 分頃、学校からマチコミにてメール配信を行います。
- (2) 原則として、給食は中止となります。
- (3) 自宅待機後の対応については、午前 10 時頃、メール配信・電話連絡・HP等でお知らせします。
- (4) 自宅待機を解除して登校する場合は、給食が止まっているため、原則午後からの登校になります。自宅等で昼食をとり、事前にお知らせする時刻で安全に気を付けて登校させてください。
※ 家庭や地域の状況により、引き続き危険が予測され登校が困難な場合は、保護者の判断で「自宅待機」を継続させてください。その際、学校に連絡をお願いします。その後の対応については、保護者の方と相談しながら適切に対処します。
- (5) 臨時休業になった場合は、終日自宅等で安全に過ごさせてください。

2 警報が発令されていなくても、登校時に危険が予測される場合

- (1) 「自宅待機」とする場合があります。その場合はメール配信でお知らせします。その後の対応については、1と同様です。
- (2) 家庭や地域の状況により、危険が予測され登校が困難な場合は、保護者の判断で「自宅待機」させてください。その際、学校に連絡をお願いします。その後の対応については、保護者の方と相談しながら適切に対処します。

3 地震・津波の対応は、「待機・引渡しの方針」(別紙)の通り

ただし、津波警報発令時は、児童の待機場所を学校から大久診療所に移します。

4 留意点

- (1) 伊方町に警報が発令されているかどうかを、テレビや気象庁等の予報で確認をして、適切な対応をお願いします。
- (2) 通学路に異常を発見した場合は、学校または学校長まで御連絡ください。

学 校 53-0008

学校長 090-9774-9398(黒田 立史)

教 頭 090-9775-8753(杉山 剛)